

# 農業振興地域整備計画の 見直しと、農用地区域の設定

●なぜ見直しをするのか

昭和四十七年度に農振計画を策定し五ヶ年を経過、その間社会的、経済的諸条件は大きく変化しています。法律により国、県道等からその両側二百米の範囲内にある土地について一部農用地区域から除外していましたが、その法律の適用期限も切れ、将来十年先を見通した計画をこの度樹立することになりました。

農振法により集团的農用地、開発して集团的農用地とすることが適当な土地については積極的に農用地区域に編入し、農地を守つていかなばなりません。

●農用地区域に編入した場合の、恩恵

農地(将来農地として利用する土地も含む)を農用地区域に編入すれば、現在本町で進行中の圃場整備事業、農道、用排水路等の土地改良事業の対象となり、事業を実施した場合、国や県の補助金を受けることができます。

●規制

農用地等(田、普通畑、樹園地、採草放牧地、農業用施設用地)を農用地区域に編入した場合、原則として農用地外の地目への変更はできません。

●農用地区域の設定

昨年十二月より農業連絡員集會、部落集會(関係部落)で意見を聞き、また農業委員会に諮問し、

県の指導や関係者の意見の調整を図り次の区域については農用地区域から除外し、左記以外の農地にについては農用地区域として設定します。

- ① 湯免地区う回道路の内側の農地、およびう回道路より外側の東西それぞれ百米内の農地
- ② 市参道添い北側五十米の農地で市、中本宅から生島へ通ずる農道にはさまれた区域
- ③ 明倫小学校(運動場含む)東側添い七十米内の農地
- ④ 公民館、中学校講堂、町民グラウンドと中村より豊原に通じる道路並びに国鉄山陰線に囲まれた農地
- ⑤ 県道野波瀬入口、中村商店より森永宅間の県道より西側で山林に至るまでの農地
- ⑥ 国鉄長門三隅駅より長門市駅に至る鉄道と国道一九一号線に囲まれた区域の農地
- ⑦ 豊原保育所から浅田、正国宅に至る間の国道一九一号線の北側五十米の区域の農地
- ⑧ 小島関運道より東側添い五十米の区域内の農地
- ⑨ 山本開作の海岸堤とう間の国道の北側で三隅川、小島関運道、日本海に囲まれた区域

の農地  
●農用地外への転用が具体化し農業連絡員を通して申し出のあった農地

●昭和四十七年度の計画策定時に農用地区域から除外申請があり、現在農用地外へ地目変更されていない農地についてはこの度申し出がなければ

## 所得税・贈与税の 申告はじまる!



今年も確定申告のシーズンになりました。

所得税の確定申告は二月一六日から、また贈与税の申告は二月一日からそれぞれ始まり、申告期限はどちらも三月一五日(火)までです

が、期限間近かになり、税務署の窓口も大変混雑して、落着いて相談できなかつたり、長い間お待ちいただくことにもなりますので、できるだけ早目に御相談ください。

なお、確定申告が必要な方は次のとおりですが、今年も、所得税法の改正がありませんでしたから、一年間の所得をよく計算してお確かめのうえ、確定申告が必要かどうかはつきりおわかりにならない方は、電話等でも結構ですので、お早めに御相談いただくようお

農用地区域に編入します

のでご注意ください

●公告縦覧

二月初より末日までの予定で農用地設定について公告縦覧に供します。農地を所有されている方は是非ご確認下さい。

▲縦覧先

町役場経済課農振係

願います。

一 サラリーマン以外の方で、一年中の所得が配偶者控除や扶養控除などの所得控除の合計額より多い人。

二 サラリーマンの方で、給与の年収が一千万円を超える人や給与以外の所得が二〇万円を超える人などです。

なお、所得控除の主なものはこちらのようになっています。

- 一 基礎控除 二六万円
  - 二 配偶者控除 二六万円
  - 三 扶養控除(一人につき) 云万円
  - 四 社会保険料控除 支払額の全額
  - 五 生命保険料控除 最高五万円
- また、贈与税は、個人から財産をもつた人にかかる税金です。

贈与税の基礎控除は六〇万円です。贈与税の基礎控除は六〇万円です。贈与税の基礎控除は六〇万円です。贈与税の基礎控除は六〇万円です。贈与税の基礎控除は六〇万円です。

◇確定申告説明会◇  
二月一七日(木)  
一四・〇〇ノ六・〇〇三隅町公民館

◇確定申告受付◇

三月三日(木)

九・三〇ノ六・〇〇三隅町公民館

二月の税金

固定資産税第四期分：2月28日迄

春季全国火災

予防運動の実施

一、目的

この運動は、火災が発生しやすく、また、季節風等により大火になりやすい時期を迎えるにあたり、国民の火災予防思想の高揚をはかり、火災を防止し火災による死者の発生を防止することを目的とします。

二、統一標語

「火災は人災 防ぐはあなた」

三、実施期間

昭和五十二年二月二十八日～三月十三日まで

四、実施事項

① 家庭で火災予防について話し合う。  
ア、たばこの投げ捨てと寝た火の防止  
イ、暖房器具やガスコンロの正しい使用  
ウ、就寝前や外出前の火の元点検の徹底  
エ、消火用具や消火用水の備え付け

② 学校や職場で火災予防について話し合う。  
ア、火災予防に関する知識の普及  
イ、消防計画等の周知徹底と訓練の実施  
ウ、避難路の安全確保